

第2章 民事・商事諸制度の現状と課題

第1 民事訴訟の充実と迅速化及び民事司法改革

1 改正法の定着

1996（平成8）年に改正された現行民事訴訟法の運用が定着し、旧法での運用はすでに過去のものとなった。

現在は、訴訟の争点を整理し、必要な証拠を厳選し、集中証拠調べが行われるようになった。

2 審理の充実

充実した審理のためには事前準備が重要である。弁護士が事案の筋を把握し、争点を見出し、その争点についての証拠を固め、訴訟進行に対する見通しをしっかりと立てることが必要となる。このことによって、時には依頼者の望む結果が得られないこともある。しかし、いたずらに紛争を長引かせることは望ましくないのであり、どのように依頼者を説得するのも重要な弁護士の役割でもある（現在は、不必要な提訴に対する損害賠償請求や懲戒請求も起こされやすくなっており、事前の弁護士の調査の重要性は上がっているということもできる。）。

提訴前の手続きとして、提訴前予告通知や、それに伴い利用できる提訴前の証拠収集も十分に検討すべきであるが、積極的に活用されていないようである。訴訟類型によっては有効な手段となりうるので、日頃からの十分な研究が必要であろう。

訴訟が開始された後も、当事者照会などで相手方からの情報収集が可能であるが、この制度も活用した上で、重要な争点について主張立証を尽くす努力が求められる。

そして、争点整理を今まで以上に活発化し、争点整理手続きで明らかになった争点に絞った集中証拠調べを行うことを、さらに進めるべきである。ただし、必要以上に証人の数が絞られたり、必要な検証等の手続きがなされないというようなことにならないよう、弁護士としては十分注意をする必要がある。

3 計画審理

計画審理に当たっては、弁護士が十分な訴訟活動ができるようスケジュールをしっかりと検討し、可能な審理計画であるかをチェックする必要がある。

ともすると裁判所は、弁護士が複数の事件を抱え特定の事件に集中することが困難であるという事実を忘れがちである。充実した審理のための審理計画が逆に不十分な訴訟追行につながってはならない。

4 文書提出命令等の情報・証拠の開示・収集の制度

文書提出命令については、さまざまな事案の集積もあり、日弁連も2012（平成24）年2月16日に「文書提出命令及び当事者照会制度改正に関する民事訴訟法改正要綱試案」を発表している。2014（平成26）年9月から開始された日弁連と最高裁との民事司法改革に関する協議においては、一定の部分については、取りまとめがなされる予定である。我々は、当事者照会制度の実効化、文書提出命令制度の拡充、秘密保持命令制度の拡充を、引き続き目指すべきである。

5 弁護士会照会制度の運用の厳正化と同制度の実効化

弁護士会照会の受付件数は年々増加していて、2011（平成23）年は、全国で11万9283件となっており、重要な情報収集手段として活用されている。2008（平成20）年2月29日、日弁連より「司法制度改革における証拠収集手続拡充のための弁護士法第23条の2の改正に関する意見書」が発表されている。

同制度についても、最高裁との上記の民事司法改革に関する協議において、取りまとめがなされる予定である。我々は、引き続き立法活動を行っていくべきである。

6 裁判の迅速化

2003（平成15）年7月に裁判迅速化法が施行され、最高裁は6回にわたり「裁判の迅速化に係る検証に関する報告書」を発表した。その中でも、第4回の2011（平成23）年7月8日付報告書では裁判の長期化要因を検討し、さまざまな施策についての報告がなされている。最高裁自身が裁判官等裁判所の人的な対応力の問題に触れているなど、従前の報告書に比して進んだ形の報告を行っている。同報告書では、弁護士強制の問題や、書面提出の締め切りを厳守するための方策などにも触れており、弁護士実務にとっても重要な内容を含んでいる。また、第5回報告書では、社会的要因について報告をしている。このような5回の検証を通じて、迅速化法が基盤整備法としての意義を有することが確認されてたところである。続く第6回報告書では、民事事件における争点整理の充実、合議体による審理の充実、家事事件における透明性の高い手続の実現など、運用改善の観点を中心に具体的に述べている。日弁連や弁護士会でも同様の実証的な取り組みを行うべきであろう。

7 判決履行制度

判決が、履行においてその実効性が図られなければならないことはいうまでもない。特に、財産開示手続は、申立件数、開示率等からみてその利用は低調と言わざるを得ない。日弁連が行った第26回司法シンポジウムでの弁護士アンケートの結果でも、多くの弁護士が改善を望んでいるところである。同制度の拡充及び第三者に対する財産照会制度の創設等の判決履行制度の改革を行うべきである。最高裁との上記の民事司法改革に関する協議が終了し、現在、法制審に諮問がなされている。その際、2013（平成25）年6月21日、日弁連意見「財産開示制度の改正及び第三

者照会制度創設に向けた提言」を充分参考にされるべきである。また、その他の立法課題についても積極的に取り組んでいくべきである。

なお、判決・執行制度の拡充については、最高裁との上記の民事司法改革に関する協議が終了した。法制審での諮問と迅速な立法化が期待されている。